

平成 30 年度 大阪市土木工事標準積算基準 正誤表	ページ	1 - 1 - 1 - 1	工 種	第 1 編総則 第 1 章総則 1 適用範囲	
改定内容	適用範囲、国土交通省土木工事標準積算基準書の年度を訂正				
誤		概 要	正		
第 1 章 総 則			第 1 章 総 則		
1 適用範囲等			1 適用範囲等		
1. 適用範囲 本基準書は、本市建設局（下水道事業は除く）における土木工事、公園工事、電気通信設備工事、土木機械設備の製作据付工事を請負施工に付する場合の工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができます。 本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」とは、「平成 29 年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」を指すものとし、本基準書に記載のないものについては、「平成 29 年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。 なお、積算基準の改訂の改定の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。 (前期改訂： 5 / 1) 資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、労務単価 (基準書改訂： 10 / 1) 歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算大系 (後期改訂： 11 / 1) 資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、損料、 ただし、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の適用年月については、国土交通省の適用月に準ずることとする。		年度訂正	1. 適用範囲 本基準書は、本市建設局（下水道事業は除く）における土木工事、公園工事、電気通信設備工事、土木機械設備の製作据付工事を請負施工に付する場合の工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができます。 本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」とは、「平成 30 年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」を指すものとし、本基準書に記載のないものについては、「平成 30 年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。 なお、積算基準の改訂の改定の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。 (前期改訂： 5 / 1) 資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、労務単価 (基準書改訂： 10 / 1) 歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算大系 (後期改訂： 11 / 1) 資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、損料、 ただし、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の適用年月については、国土交通省の適用月に準ずることとする。		
2. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。			2. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛け及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。		

第1章 総 則

1 適用範囲等

1. 適用範囲

本事業は、本市建設局（下水道事業は除く）における土木工事、公園工事、電気通信設備工事、土木機械設備の製作据付工事を請負施工に付する場合の工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

本事業に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」とは、「平成30年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」を指すものとし、本事業に記載のないものについては、「平成30年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。

なお、積算基準の改訂の改定の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。

（前期改訂：5/1）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、労務単価

（基準書改訂：10/1）歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算大系

（後期改訂：11/1）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、損料、

ただし、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の適用年月については、国土交通省の適用月に準ずることとする。

2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。